

令和6年4月26日  
子ども・若者部保育課

## 「区内保育施設における虐待（不適切な保育）の発生と対応等区の実践」に関する 児童福祉審議会保育部会への報告結果について

### 1 主旨

令和5年3月から令和6年2月末までに区内保育施設において発生した虐待及び不適切な保育、これらに対する区の実践等について、児童福祉審議会保育部会への報告結果を報告する。

### 2 保育部会の委員及び開催日等

#### (1) 保育部会委員

	氏名	所属等
部会長	天野 珠路	鶴見大学短期大学部教授
委員	宮崎 豊	玉川大学教育学部教授
委員	丹羽 克裕	丹羽総合会計事務所会計士

#### (2) 開催日等

令和6年3月7日（木）14時から16時まで（全委員参加）

### 3 報告内容

令和5年3月から令和6年2月末までに、虐待については、4園において7件発生した。また、不適切な保育については、9園において11件発生した。すべての園に対して指導・助言し、改善を確認している。

行為	施設類型	施設数	件数
虐待	私立保育園	4園	7件
不適切な保育	私立保育園	8園	10件
	認可外保育施設	1施設	1件

虐待及び不適切な保育の判断については、令和5年5月にこども家庭庁から発出された「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に基づき、案件ごとに、子どもの状況、保育所等の職員の状況等を保育施設から聞き取り、総合的に区で判断した。

## ( 1 ) 虐待行為の概要

( 令和 6 年 3 月 7 日現在 )

項番	事案の把握方法	施設 / 年齢	行為内容	行為類型	経緯及び区、保育施設の対応
1	施設長からの報告	認可 保育園 / 2 歳	1 保育者に近寄ってきた園児を突き飛ばした。 2 突き飛ばされ、泣いている園児を挑発した。	身体的虐待 心理的虐待	1 区が園を訪問し、施設長等への聞き取り等により行為を確認した。 2 区は法人と施設長にヒアリングを実施し、改善を指導・助言した。 3 当該職員は自主退職した。 4 改善状況確認中。 (その後改善状況報告書及び保育サポート訪問で改善に向けた取組みの実施を確認し、改善されていることを確認した。見守りは継続中である。)
2	職員等からの通報	認可 保育園 / 3 歳	給食の際に、食べる席を決められなかった園児をトイレに連れていき、叱り、トイレに放置した。	心理的虐待	1 園長へ全職員へのヒアリングを指示した結果、複数職員からの証言が出てきた。 2 区が訪問し、園長・法人へのヒアリングを実施し、改善を指導・助言した。 3 園において、人権チェックシートでの保育の振り返りや職員研修を実施し、子どもの権利を守った保育を行うことを職員全体で確認した。 4 園長、法人とヒアリングを行い、状況確認するとともに、保育サポート訪問を実施した。実際に保育を見て、改善に向けた取組みの実施を確認し、改善されていることを確認した。見守りは継続中である。 5 当該職員は自主退職した。
3	施設からの事故報告書で発覚	認可 保育園 / 3 歳	言うことを聞かなかった園児に言い聞かせるために手を強くつかみ、保育士の方に無理に向かせた。 (当該園児は、通院し、骨折の疑いと診断)	身体的虐待	1 区へ提出された事故報告書で発覚した。 2 園へ訪問し、施設長、法人に聞き取りを行い、事実があったことを確認した。 3 法人は事故後、直ちに当該職員を保育現場から外し、法人によるヒアリング、研修を実施していた。当該職員は系列園に異動し研修を継続しながら勤務している。 4 区が訪問し、園長や法人への改善指導を行った。 5 園において、人権に関する複数回の園内研修を実施し、子どもの権利を守る保育について、職員全体で共有・確認した。 6 園訪問や園・法人からの報告を受け、法人がバックアップしながら、園全体で子どもの権利を守る保育に取り

					組んでいること等、サポート訪問を行う中で改善状況を確認した。
4	保護者からの通報	認可 保育園 / 2歳	<p>1 散歩時に道路にはみ出しそうになった園児の肩の辺りをつかんで列に戻した。</p> <p>2 牛乳を飲まないからと大きな声で「牛乳を飲んで」と言った。</p> <p>3 乱暴な声かけなど、長期的な不適切保育の継続があった。</p>	心理的虐待 (不適切な保育が続いたことによる)	<p>1 保護者からの通報を受けて、直ちに施設を訪問し、事実確認を行った。</p> <p>2 継続的で不適切な対応の中で保育園に行きたくないという結果につながったことから心理的虐待と判断した。</p> <p>3 区が虐待であると判断したことを受け、園は当該職員を直ちに現場から外した。</p> <p>4 保育サポート訪問等を継続的に実施した。</p> <p>5 園では、継続的な園内研修や保育の振り返り、人権チェックリスト等を実施し、職員全体で改善に向け取り組んでいる。</p> <p>6 施設において全体保護者会を開催し、園及び当該職員が謝罪し、今後の改善策の報告を行った。</p> <p>7 当該職員は自主退職した。</p> <p>8 保育サポート訪問等で改善状況を確認中。 (その後改善状況報告書及び保育サポート訪問で改善に向けた取組みの実施を確認し、改善されていることを確認した。見守りは継続中である。)</p>

区が把握した内容に基づくが、事案の特定可能性に配慮したため表記にばらつきあり。

## (2) 不適切な保育概要

不適切な保育件数	具体的な事例
11件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児への威圧的な声かけ(3件) (散歩中、「先生の話を聞かないと置いてきぼりになるよ。」「〇〇しないなら、赤ちゃんの部屋に行きなさい」等)</li> <li>・園内での園児の写真を個人スマホで撮影しSNSにも掲載していた。(2件)</li> <li>・園児に必ず敬語で話をするよう強制する。</li> <li>・布団が上手く畳めない園児を落ち着かせるためだが、園児を廊下に一人で放置した。</li> <li>・ご飯を無理に口に入れようとする。</li> <li>・威圧的に園児の名前を呼ぶ。</li> <li>・特定の園児を他の園児の前で、大声で叱る。</li> <li>・睡眠時間帯に眠れない特定の園児に対し、マットで覆い他の園児と区別したり、体をブランケットで覆ったりして、行動を制限した。</li> </ul>

なお、令和5年12月に認可外保育施設にて睡眠時間中に発生した死亡事故については、検証委員会を設置し検証中である。上記の件数には計上していない。

#### 4 保育部会委員からの意見概要と意見を踏まえた区の対応

##### (1) 事故や虐待及び不適切な保育に対する園の認識

###### 委員意見の概要

- ・施設において、事故や虐待及び不適切な保育に対する認識を欠いている職員が見受けられるのではないかと。人権チェックシートや研修の中で、自分事として実感できるような仕組みや仕掛けが必要であると考えます。
- ・子どもの主体性を大事にとしつつ、言うことを聞かない子に「〇〇しなさい」など、子どもに言うことを聞かせる園も見受けられる。そういった園は、子ども一人ひとりを理解するよう努め、保育を根本的に考えていかなければならないと思う。

###### 区の対応について

これまでも園内での実践・課題と連動した研修を実施してきたが、保育士の専門職としての意識が向上するよう、事例を活用した研修を多く取り入れ、保育現場での実践と関連付けることで「子どもの主体性を大事にした保育」の動機付けを行い、保育実践に活かしていけるよう目指す。

##### (2) より効果的な園支援等

###### 委員意見の概要

- ・今回の事例から、子どもの自我が芽生え始める2、3歳で不適切な保育が起りやすいことが見えてきている。不適切な保育をされた子どもの年齢を見える化し、統計を取ることで、その原因が明らかになり、対策の方法（人員配置の課題や保育士個人に起因するもの等）がクリアになるので、報告をもとに分析する必要がある。
- ・組織改正により保育の質向上担当副参事が配置されたため、より適切な保育に結びつくような支援をしていただきたい。

###### 区の対応について

特定の事例への対応だけでなく、それが起こった原因・背景を分析し、現場経験のある副参事を中心として、他園でも取り組む必要がある事項については、園長会等を通して適宜情報提供・注意喚起を行っていく。

##### (3) 年度当初における注意喚起

###### 委員意見の概要

4、5月は新体制となり、不適切な保育や事故が起りやすい時期である。園長会等で区から各園へ注意喚起することが重要であり、困ったことがあれば、小さな課題であっても区へ相談することが可能だという発信をしていただきたい。

###### 区の対応について

年度当初は、職員の配置換えや新入園児も慣れない環境で過ごすことになるため、特

に注意が必要な時期である。園長会など、園長と対面する機会を捉え、注意喚起を行う。

#### (4) 今後の区の対応

令和5年度より、虐待（不適切な保育）に関する通報窓口を開設し、保護者・施設職員・区民向けに周知を行ってきた。加えて令和6年度より、重大事故につながりかねない行為等への通報についても窓口を広げている。様々な通報や相談が区に寄せられるようになり、虐待を含めた不適切な保育の通報等に迅速に対応することで、不適切な保育等を未然に防ぐことに繋がった。しかしながら、虐待（不適切な保育）の根絶には至らなかったことから、引き続き取組みの強化が必要である。

今後は疑いも含めた不適切な保育等の内容を分析し、その結果を保育施設に周知していきながら、個々の問題に合わせた適切な支援に繋げていく。また、区立保育園園長と私立保育園園長との意見交換会を継続して行っており、虐待（不適切な保育）に関する課題についても議論を重ねているところである。世田谷区における保育を公立、私立等の垣根を超えて共に考えながら、子ども中心の保育の推進を目指し、虐待（不適切な保育）の根絶に向け、引き続き取組みを進めていく。